

国際VHFの運用方法

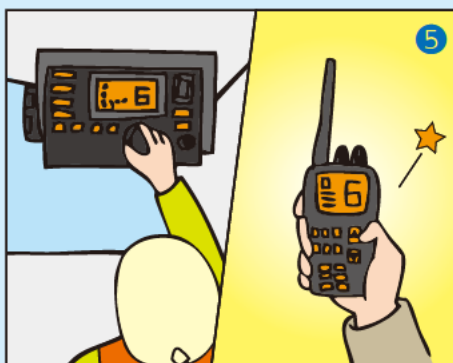
◆運用の方法(無線局運用規則第18・20・23条)

まず、連絡設定用の「呼出・応答用チャンネル(ch)」で相手を呼び、その後船舶局用または海岸局用の「通話用チャンネル」に切り替えて通信を行います。

例として、船舶同士が衝突を回避するためにch16で連絡設定を行い、ch6で通話する場面を用いて紹介します。



①～③ ch16で呼出します。例「〇〇丸、〇〇丸。こちらは、××号、××号。応答願います。」



④ 同じチャンネルで応答します。

⑤ ch6に切り替え

⑥ ch6で通話します。

例「××号、こちらは〇〇丸。
ch6に変更をお願いします。」
「ch6了解」

呼出・応答用チャンネル

16	一般呼出・応答用。遭難、緊急または安全のための呼出、応答および通報にも使用されます。
77	小型船舶同士または所属海岸局との呼出・応答用。小型船舶同士は輻輳を避けるため、このチャンネルでの連絡設定を推奨します。
70	DSC(デジタル選択呼出装置)での呼出・応答用

用途別通話チャンネル

6,8,10	すべての船舶(主に航行用)
13	すべての船舶(航行安全通信用) ※海上保安庁の海岸局も含む。
69,72,73	小型船舶間
9	海上保安庁の海岸局・船舶
11,12,14	海上保安庁・ボートラジオなど
71,74,79	マリーナ・セーリング連盟などのレジャー船用海岸局

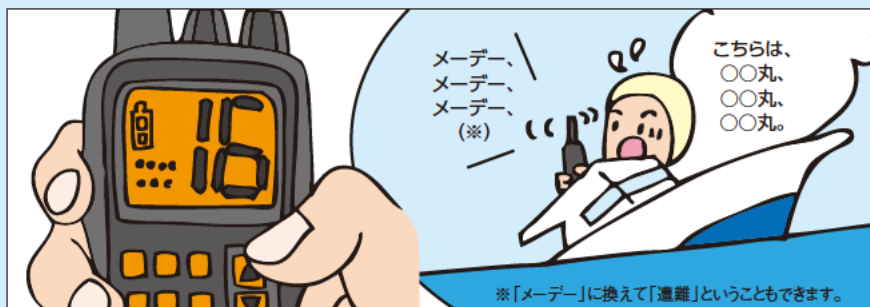
【運用上の注意】

- 国際VHFは、海上における航行の安全のために使う無線通信システムです。いざというときに人命を守る大切なシステムですので、ルールを守って正しく運用しましょう。
- 航行中は、呼出用のチャンネルであるch16とch77を聴守しましょう。特にch16は、遭難・緊急時の通信や海上保安庁から無線放送される海上安全情報などが入ることがあります。
- 国際VHFは、船舶の航行中・入港中のみ運用できます。河川、湖沼および陸上での運用は禁止されています。
- 遭難通信などの例外を除き、無線局免許状に記載された通信の相手方、通信事項、運用する船舶及び周波数などを守りましょう。
- 電波法令に違反した場合は、懲役または罰金に処されることがあります。

◆遭難時の運用について

遭難時には、無線電話(ch16)を使って付近の船舶局や海岸局に救助を求めます。また、DSC機能(ch70)により遭難警報等を送ることができます。遭難時に慌てることのないよう、送信・受信の操作について理解しておきましょう。

●無線電話による遭難通信(無線局運用規則第76・77条)



ch16で遭難呼出しを行います。

●DSCによる遭難警報の送信(無線局運用規則第75条)



①DISTRESSボタンを長押しします。



②DSC が遭難警報を発します。



続けてch16で遭難通報を送ります。

●間違えたときは

※万が一間違えて遭難警報を送信した場合は、DSCの送信を解除してから取消の通報を行ってください。

また、海上保安庁が発動することもありますので、念のため、最寄りの海上保安庁に電話連絡するか、または所属海岸局等から連絡してもらうよう依頼しましょう。

最寄りの海上保安庁などの連絡先は、販売店、所属マリーナなどにご確認ください。



①DSCを停止してください。



②取消しの通報をしてください。

●遭難警報を受信したとき(無線局運用規則第81条の5)



DSCによる受信

①アラームが鳴ります。

無線電話による受信

①遭難呼出しが流れます。



②ch16を聴守。

周りの状況を確認します。



③海岸局が応えられないときや、明らかに遭難船の近くにいるときなどは遭難に対して応答し、海岸局に通報するかまたは海上保安庁に118番通報してください。

【運用上の注意】

- 機種によって操作が異なることがあります。使用する前にこれらの操作方法についてご確認ください。
- 遭難通信を妨害したときは1年以上の有期懲役に、虚偽の遭難通信を行った場合は3ヶ月以上10年以下の懲役に処されることがあります(電波法第105、106条)。